

平成30年10月26日

国 税 庁

**岡山県倉敷市真備町に納税地があるたばこ販売業者の皆様へのたばこ税等の手持品課税納税申告書等の発送再開に係るお知らせについて**

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき岡山県倉敷市真備町における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行っておりましたが、平成30年10月26日付国税庁告示により、平成30年12月25日（火）をもって期限の延長措置を終了することとなりました。

本災害の発生を受けまして、岡山県倉敷市真備町に納税地があるたばこ販売業者の皆様への当該納税地に係る分のたばこ税等の手持品課税納税申告書等（以下「申告書等」といいます。）の発送を見合せておりましたが、期限の延長措置の終了に伴い、申告書等の発送を再開させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、申告書等の送付を受けたたばこ販売業者の方でも、災害により、平成30年12月25日までに申告ができない場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。